

あっせん事項に基づくアンケート調査の協力要請文（案）

尼崎市南部地域における国道43号等の大型車の交通量低減のため  
アンケート調査にご協力をお願いします

時下、ますますご清栄のことと拝察します。

尼崎市南部地域において提起された、いわゆる尼崎大気汚染公害訴訟において、原告と国及び阪神高速道路公団は、自動車排出ガス対策の一層の推進が必要であること等を踏まえ、争いを止め、将来に向かってよりよい沿道環境の実現を目指して互いに努力することが最も妥当な解決であるとの結論に達し、和解にいたりました。

和解の内容に基づき、国土交通省と阪神高速道路公団は環境対策を実施してきましたが、沿道環境が改善されていないとして、原告団より公害等調整委員会にあっせん申請が提出され、平成15年6月26日にあっせんが成立しました。

その一つとして、国土交通省近畿地方整備局は、尼崎市南部地域の国道43号、阪神高速道路3号神戸線等を利用されている事業所の方々を対象として、大型車の交通量低減のための総合的な調査を、アンケート形式で実施することといたしました。

なお、アンケート調査の結果は、全て統計処理し、個別の情報を公表することは一切ありません。

ご多忙中とは存じますが、調査の趣旨をご理解いただき、調査にご協力をお願い致します。

国土交通省近畿地方整備局

---

調査実施主体  
（事務局）国土交通省近畿地方整備局  
（連絡先）  
（住所）

アンケート調査についての問い合わせ  
（業者名）  
（連絡先）  
（住所）